

事業概要説明書 [1]		事業番号	3-6			
事務事業名	資源物持ち去り防止事業	担当部名	環境部			
事業開始年度	平成 20 年度	担当課名	環境業務課			
実施方法	委託	担当係	業務係			
根拠法令等	宮崎市資源物持ち去り防止要綱					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	資源物の適正な回収を行う。				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何を するのか 〕	警備会社に対し以下の業務を委託する。 ① 資源物収集日にパトロールコースを巡回し、持ち去り者に注意・指導を行う。 ② 市民からの目撃情報をもとに、ごみ集積所の監視を行う。				
	事業の必要性	資源物売却益を安定的に確保するとともに、資源物行政回収において市と市民の信頼を維持するために必要な事業である。また、住民による直接指導はトラブルを招く恐れがあるため行政による事業の実施が必要である。				
コスト		平成23年度(予算)	人件費			
	直接事業費 (A)	11,523 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	3,200 千円		正規職員	2,250 千円	0.3 人
	総事業費 (A+B)	14,723 千円		嘱託員	950 千円	0.5 人
平成23年度 直接事業費内訳	委託料 11,523千円 ※パトロール状況 日数 年間240日 台数 3台					

事業概要説明書 [2]			事業番号	3-6	
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		6,186 千円		11,523 千円	
財源	一般財源	0 千円		0 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	6,186 千円		11,523 千円	
成果目標 〔 どのような状態 を目指すのか 〕	<p>早朝のパトロールによる注意・指導で、資源物の持ち去りが減少し、市が収集を行う資源物の適正な回収が図られる。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ていない。			
	[説明]	<p>要綱での注意・指導では持ち去り行為の防止に限界があるため、想定した成果が得られていない。</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	数値 (上段:目標 / 下段:実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	市民からの通報件数	件	130	50	170
	市民からの通報件数持ち去り行為通報件数		50	168	
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>平成19年頃から空き缶を中心とした抜き去り行為が多発したため、平成20年6月に資源物持ち去り防止要綱を制定するとともに、資源物持ち去り防止パトロールを開始した。しかし要綱では持ち去り行為の防止につながる注意・指導に限界があるため、今後は悪質な持ち去り者への行政指導等のパトロール強化をはじめ罰則規定を盛り込んだ条例制定の検討を行う。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<p>全国的に各自治体でアルミ缶や鉄くずなどの価格高騰に伴い、資源物持ち去り行為が多発し、集団で持ち去るケース等も横行している。本市においても、アルミ缶・金属資源物の市民からの目撃情報が多く寄せられる中、市内全域で横行し持ち去り行為の手段も自転車から自動車による持ち去り情報が多く寄せられるようになり大規模化の傾向にある。さらにアルミ缶のみを持ち去る時にごみ集積所を散らかす者がいる。また、選別後不要となった残り物を再度ごみ集積所に持ち込む者もあり、住民から取り締まる声が寄せられている。</p>				

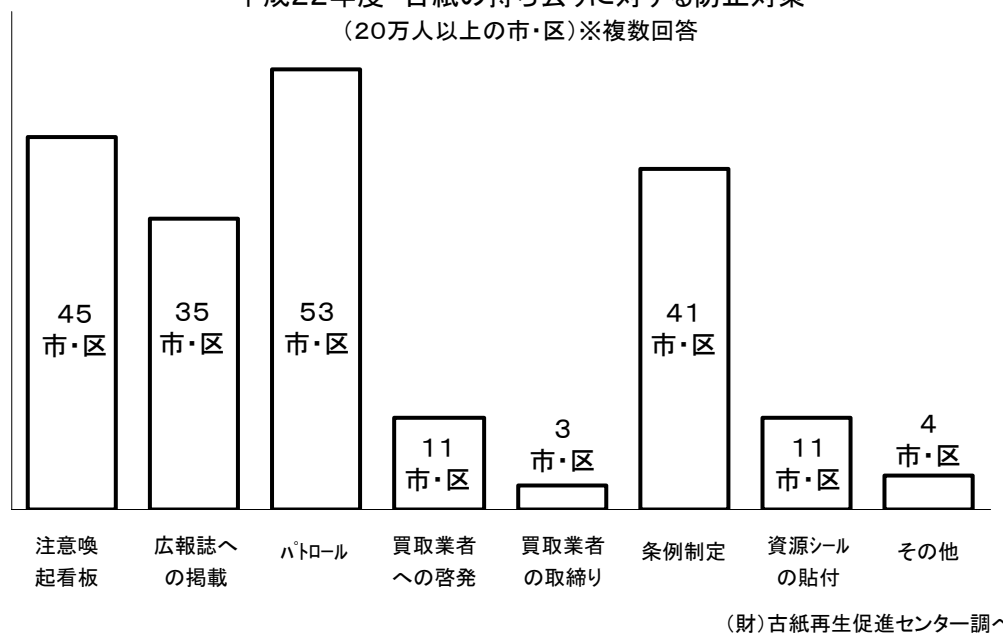
資源物持ち去り防止事業【環境業務課】

1. 経緯

本市では、空きびん・空き缶、金属資源、古紙・古布、プラスチック容器包装類、ペットボトルなどを資源物として分別しリサイクルしています。特に、集められた資源物のうち、鉄、アルミ、古紙などは、売却され、市の貴重な財源の一つとなっています。

ところが、近年、新興国の需要増から、金属や古紙などの価格が高騰し、全国的にごみ集積所から空き缶、金属類、古紙類などが持ち去られており、全国の自治体で対策が講じられています。

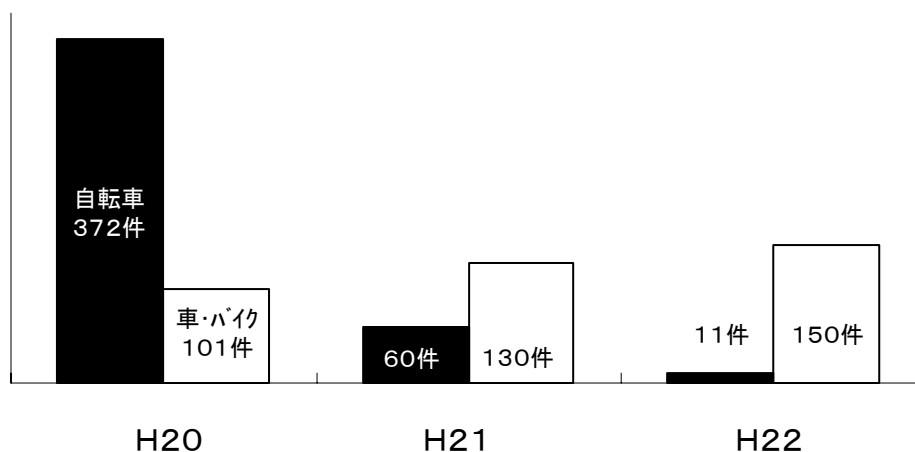
平成22年度 古紙の持ち去りに対する防止対策
(20万人以上の市・区)※複数回答



2. 本市の現状

市民からの通報が増え始めた当初、持ち去り行為は、個人で自転車によるものが大半を占めていましたが、最近では、車などを利用した組織的・大規模な持ち去り行為が主流となっています。

持ち去り態様の変化 (パトロール指導件数)



3. 市民生活を脅かす持ち去り行為

資源物の持ち去り行為は、市の歳入を減少させるだけでなく、見知らぬ人に集積所を荒らされたりするなど、市民の生活環境を脅かす行為でもあります。苦情の内容も、市民生活を乱される行為に対して対応をして欲しいという内容がほとんどです。

苦情の主な内容	<ul style="list-style-type: none">・市以外の者に持ち去りされることが納得いかない・ごみ集積所を散らかされて困る・地域に第三者が侵入することで、平穏な生活を阻害される・分別した資源物が個人の利益になるのが許せない・注意をしたら、威圧的な態度をされ恐怖感を感じた・ごみ集積所でアルミ缶だけを選び分けていて、音がうるさい・売れないものを不法投棄している
---------	--

※参考：年間持ち去り被害額(推計) 2,688万円

【アルミ缶】 被害額 1,512万円

20台(目撃台数)×5日/月(回数)×12月×100kg(積載量)×126円(売払単価)

※ 持ち去り行為の活動量については、平成23年度パトロール指導件数より推計
売払単価は、エコクリーンみやざきの売払価格

【古紙】 被害額 1,176万円

10台(目撃台数)×20日/月(回数)×12月×350kg(積載量)×2回/日×7円(売払単価)

※ 持ち去り行為の活動量については、平成23年度パトロール指導件数より推計
1台の車両が、同日に複数回の持ち去り行為が目撃されている
売払単価は、宮崎地区製紙原料直納組合への新聞紙の売払単価

4. 本市の対応

- ・ 平成20年 6月 宮崎市資源物持ち去り防止要綱を制定
- ・ " 資源物持ち去り防止早朝パトロールの実施
- ・ 平成22年10月 自治会あてに持ち去り防止にむけた文書を送付
- ・ " 早朝パトロール車両を1台増加
- ・ 平成23年 7月 業者あてに買い取り自粛依頼文書を送付

5. 課題

資源物は、その売却益が市の歳入となり、さまざまな事業に活用されています。持ち去り行為の増加は、市の自主財源の安定確保にも影響を与え、持ち去り行為の根絶が喫緊の課題となっています。ところが、宮崎市資源物持ち去り防止要綱には、持ち去り者に対しての罰則規定が無く、持ち去り者に対しては、現在のところ、注意指導しかできません。持ち去りの常習者は、注意を無視したり、逆にパトロール担当者を恫喝したりすることもあり、今後、罰則規定を盛り込んだ条例の制定を望む意見も寄せられています。